

おらほの



教室

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収

特別徴収について

上記保険料（税）の納付方法には、納付書または口座振替により納付する普通徴収と、年金からの天引きにより納付する特別徴収があります。

普通徴収から特別徴収への切り替えは自動的に行われますので、役場などでの手続きは不要です。

また、昨年度まで口座振替により納付されていた人については、年金からの天引き（特別徴収）が自動的に開始されますので、金融機関などで手続きをする必要はありません。

なお、本人や家族の所得額、住民税課税状況が変更された場合および本人の年金受給額が減額した場合に納付方法が普通徴収に切り替わる場合があります。

※保険料が増額した場合は差額分の納付書を送付します。

特別徴収の人の保険料（税）額が所得更正などにより減額になった場合、翌月または翌々月まで特別徴収により「変更前」の金額が徴収されます。「変更後」の金額との差額分は後日還付しますので、「還付通知書」が届くまでお待ちください。

各種保険料の特別徴収について

●介護保険料

特別徴収の対象となる年金の受給額が年額18万円以上の人
 ※納付方法（普通徴収・特別徴収）の変更は原則として行っていません。

●国民健康保険税

世帯主を含む国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯かつ年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険料額（年額）と国民健康保険税額（年額）を合算した金額が受給している年金の2分の1の金額を超えない人

●後期高齢者医療保険料

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険料額（年額）と後期高齢者医療保険料（年額）を合算した金額が受給している年金の2分の1の金額を超えない人

日本年金機構・国民健康保険団体連合会と連携して業務を行っています。保険料（税）額の算定や、通知書の発送には一定の時間を要します。予めご了承ください。



町民税務課税務係 ☎46-1372

特別徴収が実施される月（○の付いている月が特別徴収月です。）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
介護		○		○		○		○		○		○
国保		○		○		○		○		○		○
後期		○		○		○		○		○		○

仮徴収の実施について

例年、保険料（税）を算定し年額を確定するまでに期間を要するため、年額が確定するまでの間、4月・6月・8月分の保険料（税）額は前年度の金額に基づいて徴収します。

- ・前年度が特別徴収 → 前年度2月分の保険料（税）額と同額
- ・前年度が普通徴収 → 前年度保険料（税）額の6分の1の金額

なお、確定した保険料（税）の年額と仮徴収で納めていただいた金額との差額分は、10月・12月・2月の期間（本徴収）で徴収します。各保険料（税）の本徴収額および年額については、7月に送付される確定通知書でお知らせしますので、各保険料（税）の確定通知書が届くまでお待ちください。

☆仮徴収・本徴収の期間については次のとおりです☆

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

詳しくは、お問い合わせください。

介護保険料・国民健康保険税については……町民税務課税務係 ☎46-1372

後期高齢者医療保険料については……町民税務課医療給付係 ☎46-1373

* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

- 介護保険料 ……仮徴収（特別徴収）
- 後期高齢者医療保険料 ……仮徴収（特別徴収）
- 国民健康保険税 ……暫定賦課・仮徴収（特別徴収）
- 軽自動車税 ……全期

口座振替日
4月27日(月)

納付期限
4月30日(木)